



流 福 審 第 8 号
令和2年10月19日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議会
会長 鎌田 洋子



第6次流山市障害者計画及び第6期流山市障害福祉計画・
第2期流山市障害児福祉計画の策定について（答申）
令和2年5月22日付け流社第142号で諮問のあったこのこ
とについて、下記のとおり答申します。

記

- 1 障害者（児）及びその家族が身近な地域で相談できるよう、
相談支援体制の構築・強化を図るとともに、障害者（児）一人
ひとりのライフステージに即した支援ができるよう、地域共生
社会の実現に向け、地域にある社会資源との連携を図り、切れ
目のない支援体制の構築に努めてください。
- 2 本市を取り巻く人口増、とりわけ18歳未満人口の著しい増
加に伴い、障害児も増加しています。障害児が障害児支援を利用
して地域の保育・教育が受けられるようにすることで、障害
の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、イン
クルージョンの考え方に基つき、地域社会への参加を推進して
ください。
- 3 あらゆる障害に対する差別をなくすため、障害に対する理解
を深める啓発活動を行うとともに、障害者（児）の権利擁護体
制を確立するための事業を推進してください。
- 4 親亡き後、障害者が生まれ育った地域で安心して暮らしてい
けるよう、日中活動の場及び居住の場を確保・整備し、障害の
ある子を持つ保護者の不安の解消に努めてください。

5 全ての障害者（児）が、地域で生活していく上で必要な情報が得られるよう、個々の障害に即した情報提供・発信に努めてください。また、災害時にも情報が行き渡る体制を構築してください。

6 本計画に基づき障害福祉施策を着実に推進するとともに、本計画の進捗状況についての把握・点検・評価を行い、目標の達成に努めてください。

また、障害福祉に関する制度に変化が生じた場合は、障害者（児）の実態やニーズの把握に努めつつ、必要に応じて本計画の見直しを行ってください。